

議案第 2 号

平成 27 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

平成 27 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成 27 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 192,929 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,055,351 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,749,725	99,574	1,849,299
	1 国庫負担金	1,306,121	82,221	1,388,342
	2 国庫補助金	443,604	17,353	460,957
4 療養給付費等交付金		447,806	16,236	464,042
	1 療養給付費等交付金	447,806	16,236	464,042
5 前期高齢者交付金		2,102,964	△84,479	2,018,485
	1 前期高齢者交付金	2,102,964	△84,479	2,018,485
6 県支出金		306,923	22,725	329,648
	1 県負担金	43,328	2,893	46,221
	2 県補助金	263,595	19,832	283,427
9 繰入金		748,447	△59,067	689,380
	1 一般会計繰入金	473,299	1,395	474,694
	2 基金繰入金	275,148	△60,462	214,686
10 繰越金		60,346	197,940	258,286
	1 繰越金	60,346	197,940	258,286
歳入合計		8,862,422	192,929	9,055,351

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		88,069	1,395	89,464
	1 総務管理費	77,682	1,395	79,077
2 保険給付費		5,299,633	255,007	5,554,640
	1 療養諸費	4,719,253	189,062	4,908,315
	2 高額療養費	544,920	65,945	610,865
3 後期高齢者支援金等		980,114	△19,028	961,086
	1 後期高齢者支援金等	980,114	△19,028	961,086
4 前期高齢者納付金等		1,308	△639	669
	1 前期高齢者納付金等	1,308	△639	669
6 介護納付金		437,685	△55,378	382,307
	1 介護納付金	437,685	△55,378	382,307
7 共同事業拠出金		1,887,663	11,572	1,899,235
	1 共同事業拠出金	1,887,663	11,572	1,899,235
歳 出 合 計		8,862,422	192,929	9,055,351

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 委 託	平成27年度～平成28年度	55,168千円